

省エネ法に基づく教育委員会の取組について

1 省エネ法の概要

省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）が平成20年5月に改正され、それまで一定規模以上の大規模な工場などに課せられていたエネルギー管理義務が、事業者単位の義務に変わり、エネルギーの総使用量が原油換算値で1,500キロリットル以上である場合、省エネ法上の「特定事業者」に指定される。特定事業者には、エネルギー管理統括者の選任、中長期計画書の提出などが義務付けられる。

なお、区長部局と教育委員会部局は、それぞれが特定事業者として指定されている。

2 平成21年度の教育委員会所管施設のエネルギー消費量（原油換算値）

7,020キロリットル（参考 区長部局は6,377キロリットル）

3 中長期計画書

施設改修により、エネルギー消費原単位を年平均1%以上低減するという目標を達成するための具体的な取組や期待される効果等を記載し、国に届け出るもの。

①計画期間 平成22年度から26年度までの5年間

②低減の考え方 5年間で合計5%以上（351kl以上）の低減計画とする。

③提出先 経済産業省関東経済産業局及び文部科学省（平成22年11月提出）

4 中長期計画書の主な内容

① 空調機の高効率化への更新・照明設備の高効率化

体育施設1ヶ所（低減効果46.5kl）

② 従来型蛍光灯の高効率化・空調機の高効率機への更新

博物館1ヶ所（39.7kl）

③ 照明設備の効率化

体育施設2ヶ所（25.3kl）

④ 従来型蛍光灯の効率化

小中学校24ヶ所、図書館4ヶ所（209.7kl）

⑤ 空調機の高効率機への更新

小中学校40ヶ所、図書館3ヶ所（77.2kl）

⑥ 給食室ガスボイラーの高効率機への更新

小中学校24ヶ所（52.8kl）

⑦ 給食室冷蔵庫の高効率機への更新

小中学校24ヶ所（19.2kl）

⑧ 太陽光パネルの設置

小中学校4ヶ所（10.0kl）

※5年間合計で480.1klの低減効果を見込む。

5 平成23年度の計画（予定）

(1) 照明設備・従来型蛍光灯の効率化

①改修工事 総合スポーツセンター体育館・陸上競技場

②改修設計 小中学校2ヶ所、地域図書館2ヶ所、博物館1ヶ所

(2) 空調機の高効率機への更新

①改修工事 小中学校10ヶ所

②改修設計 地域図書館1ヶ所、博物館1ヶ所

(3) 給食室ガスボイラーの高効率機への更新 小中学校30ヶ所

(4) 給食室冷蔵庫の高効率機への更新 小中学校30ヶ所

※128.9k1の低減効果を見込む。